EDINET提出書類 T&Dアセットマネジメント株式会社(E11764) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2023年2月8日

【発行者名】 T&Dアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 義久 【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目36番7号

【事務連絡者氏名】富岡 秀夫【電話番号】03-6722-4813

【届出の対象とした募集内国投資 T & D J P X 日経 4 0 0 投信 (通貨選択型) 米ドルコース

信託受益証券に係るファンドの名

称】

【届出の対象とした募集内国投資継続募集額 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

2023年1月20日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部____は、訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(12)その他

<訂正前>

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

お知らせ

信託約款の変更について

ファンドの運用の選択肢を広げ運用の効率化を図るため、以下の通り、ファンドおよびJPX日経400マ ザーファンド(以下、「マザーファンド」ということがあります。)の信託約款の変更を行う予定です。

- ・為替取引を行うにあたって主として通貨オプション取引を活用する旨の投資態度の規定を削除し、通貨 オプション取引ならびに外国為替予約取引等を利用する規定に変更する。
- ・ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの投資制限および運用の指図範囲の変更に伴い、ファンドにおける投資制限および運用の指図範囲を変更する。
- ・マザーファンドにおいて、投資対象にJPX日経インデックス400を主な投資対象とする上場投資信託証券を追加するため、投資対象、投資制限および運用の指図範囲を変更する。

これに伴い、書面決議の手続きを行います。

2023年2月8日現在の受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、2023年3月9日まで、本書面決議においてこれを行使することができます。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されます。その場合、2023年3月23日適用となり、予定通り約款変更を行います。

<u>ただし、上記の賛成を得られず本書面決議が否決された場合には、約款変更は中止されます。この場合、約</u>款変更を行わない旨およびその理由を速やかにお知らせいたします。

書面決議が否決された場合について

本書面決議が否決された場合、約款に定める運用ができないこととなり、ファンドの2023年3月11日以降の 募集は行われません。信託約款の規定に基づき、速やかに繰上償還の手続きを行います。

詳細につきましては、弊社ホームページ上にてご案内させていただきます。

(2023年3月10日予定)。

第二部【ファンド情報】

- 第2 管理及び運営
- 3 資産管理等の概要
- (5)その他

<訂正前>

運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<訂正後>

運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

お知らせ

信託約款の変更について

ファンドの運用の選択肢を広げ運用の効率化を図るため、以下の通り、ファンドおよびJPX日経400マ ザーファンド(以下、「マザーファンド」ということがあります。)の信託約款の変更を行う予定です。

- ・為替取引を行うにあたって主として通貨オプション取引を活用する旨の投資態度の規定を削除し、通貨 オプション取引ならびに外国為替予約取引等を利用する規定に変更する。
- ・ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの投資制限および運用の指図範囲の変更に伴い、ファン ドにおける投資制限および運用の指図範囲を変更する。
- ・マザーファンドにおいて、投資対象にJPX日経インデックス400を主な投資対象とする上場投資信託証券を追加するため、投資対象、投資制限および運用の指図範囲を変更する。

これに伴い、書面決議の手続きを行います。

2023年2月8日現在の受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、2023年3月9日まで、本書面決議においてこれを行使することができます。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されます。その場合、2023年3月23日適用となり、予定通り約款変更を行います。

ただし、上記の賛成を得られず本書面決議が否決された場合には、約款変更は中止されます。この場合、約款変更を行わない旨およびその理由を速やかにお知らせいたします。

書面決議が否決された場合について

本書面決議が否決された場合、約款に定める運用ができないこととなり、ファンドの2023年3月11日以降の 募集は行われません。信託約款の規定に基づき、速やかに繰上償還の手続きを行います。

詳細につきましては、弊社ホームページ上にてご案内させていただきます。

(2023年3月10日予定)。